

30 本庁舎の換気について

**【問】**

密閉を防ぐ為には、換気が大切だと思っています。  
次の状況を教えてください。

(本庁舎について)

- ①現在の空調システムの換気量と、新型コロナウイルス対策で言われている換気量との関係性を伺います。
- ②現在の空調システムの空気清浄機としての機能と、新型コロナウイルス対応を伺います。
- ③外気導入による密閉防止と、エネルギー回収システムの必要性を伺います。

(換気について)

- ④感染者の活動状況により、飛沫の飛散状況は異なります。また、換気の仕方によってその必要な時間や必要性も異なると思われます。もし、設計者のアドバイスなどがありましたら、お知らせください。

**【答】**

- ①庁舎の換気設備は、ビル管理法の基準で定められた必要換気量（1人あたり 30m<sup>3</sup>/h）を満たす換気設備を設置しており、新型コロナウイルス感染拡大の要因の一つである「換気が悪い空間」にあてはまらない、と考えております。しかし、国（厚生労働省）からは、基準の換気量を満たしていても、新型コロナウイルス感染を確実に予防できるかは、明らかではないとのこととす。
- ②庁舎に設置している換気設備は、ビル管理法に定める一般空調の空気質基準（塵や埃などの浮遊粉じん物 0.15mg/m<sup>3</sup>以下）を満たす中性能フィルターを設置しています。新型コロナウイルスの粒子の大きさは直径 100nm の球形であるため、ウイルス粒子を捕集する効果は不明です。
- ③庁舎の換気設備では、会議室のような個室においては、全熱交換型換気扇により、換気しています。また、執務室や廊下など間仕切りのない開かれた空間の換気は、トイレや倉庫などから排出しています。換気設備稼働中は、窓の開閉がなくてもビル管理法に定める必要換気量は確保されています。

④設計者からは「庁舎に設置する換気設備は、ビル管理法に定める必要量の換気ができています。そのため、庁舎を利用する際は、換気設備を常時稼働してください。」とのアドバイスがありました。

(財産活用課 R2. 8. 28 回答)